

第二百八号議案

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年十二月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年東京都条例第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「八王子市」の下に「及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の四第一項の児童相談所設置市」を加える。

第十七条中「（昭和二十二年法律第六十四号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

幼保連携型認定こども園の認可に関する事務を児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の四第一項の児童相談所設置市へ移譲するため、所要の改正を行う必要がある。